松下国際財団 研究助成

研究報告

【氏名】李 炫雄

【所属】筑波大学大学院 人文社会科学研究科 国際政治経済学専攻

【研究題目】アイゼンハワー政権の対外原子力政策と日本の対米原子力外交 1953-1958

【研究の目的】

第2次世界大戦後、唯一の核保有国の米国は、原子力情報の開示拒否を通じて他国による核兵器の開発、製造を阻止しようとした。それはやがて、商業用、軍事用を問わず、原子力情報の気密化と提供拒否を旨とする原子力法の制定(1946年8月)につながり、以後、米国の対外原子力政策の根幹を成していた。しかし、53年1月に第34代大統領として迎えられたアイゼンハワー(Dwight D. Eisenhower)は、同年12月8日、国連で「平和のための原子力(Atoms for Peace)」演説を行い、それまでの米原子力政策を転換する意向を表明した。その後、アイゼンハワー政権は他国との原子力協力ができるよう年の原子力法を改訂し、55年以来、数年間にわたり三十数カ国との間に2国間原子力協定を結び、それらの国々との原子力協力を積極的に行った。本研究は、同政権が日本を含む自由諸国との間に締結した原子力協定の内容及びその成立過程を比較・分析し、戦後の日本外交を位置づける一つの判断材料を提示することを目的とした。

【研究の内容・方法】

55年以来、アイゼンハワー政権は戦時からの協力関係にあるイギリス、カナダ、ベルギーの3ヵ国を除き、それ以外の数十ヵ国との間に一律的な原子力研究協定を締結していった。ところが、55年の「日米原子力研究協定」(同協定に基づいて締結された56年の第1次及び57年の第2次細目協定を含む。)の場合、米側が日本側に配慮したり、日本側のみに例外を認めたりするといった形で決着がついている。しかたって本研究は、とりわけ日米間の原子力協定の交渉過程を重視し、日本の対米原子力外交の姿が他国のそれとどう違っていたのかを解明した。本稿が取り上げる日米間での事例を具体的に言えば、①1955年の「日米原子力研究協定」の交渉過程及び、②同協定に基づいて核燃料の賃貸借条件を定めた56年の第1次細目協定並びに57年の第2次細目協定の交渉過程、また、③58年の「日米原子力一般協定」の交渉過程である。

研究手法としては外交史研究の手法が用いられた。戦後外交史の研究には質の高い外交当局記録の活用が不可欠である。したがって本研究は、主に近年機密解除された外交文書をフルに活用し、アイゼンハワー政権期における日米原子力協定の成立過程を描いた。また、アイゼンハワー政権が他の自由諸国との間に締結した原子力協定の成立過程も考察し、それらを比較・分析することにより、米国の対外原子力政策に対する日本の相対的外交力の位置づけを目指した。日米原子力協定の成立過程については、とりわけ外務省の対米原

子力外交の姿に注目し、両国交渉担当者間の外交的接触や会談、交渉のような両国担当者が相互作用する場の考察を重視するとともに、日米両国の政治指導者や外交当局者の認識にまで踏み込んで、実証的に解明することを試みた。また、日本の国内の状況及び政治環境が外務省の対米原子力外交に与えた影響についても考察した。

【結論・考察】

米国にとって他国との原子力協定はいわゆる行政協定のような位置づけであった。一方、日本政府及び外務省も、日米原子力協定締結に関する政府の行動の自由を確保するため、同協定を国会の批准を必要としない行政協定として位置づけようとした。しかし、日本のマスメディア、学界、野党側のけん制により、同協定は国会批准を要する国際条約の性格を持つようになった。ところが、国会の審議が必要となったことは結果的に日本側の交渉力を高めることになった。国会の審議で承諾を得るためには同協定締結に慎重な国内勢力からの反発を最小限に抑えねばならなかった。これは、外務省が日本側としては譲れる部分が少ないことをアメリア側に認識させることにつながった。外務省は、米側が提示した協定案に対して様々な修正点を要求し、これらの要求が国会対策上の措置であることをアメリカ側に強調するとともに、議会から比較的に自由な米側が譲るしかないとのメッセージを送り続けた。つまり、外務省は「弱者の恫喝」戦略を一貫して展開した。その結果、日本側の要求はほぼ全面的に受け入れられ、日米原子力協定は、米側が日本側に配慮したり、日本側のみに例外を認めたりといった形で決着がついたのである。